

公益社団法人鹿沼市シルバー人材センター
令和8年度事業計画

1. 基本方針

我が国の情勢は、電気・ガス等のエネルギーや食料品等の価格上昇による物価高、長期におよぶ人手不足が続いており、私たちを取り巻く環境はますます厳しいものとなっております。

このような中で、シルバー人材センターは今後ますます増加する高齢者に対して、臨時的、短期的な就業や軽易な業務など、ライフスタイルに合わせた就業機会を提供していくことが求められております。

また、全国的にも、「新たな仲間づくり計画～10万人の増加を目指して！～」という指針を策定し、会員の増強と就業機会の拡大は必須であり、今後も社会情勢、雇用・就業環境等の動向を注視しながら事業を進めてまいります。

本シルバー人材センターにおいては、今年度で3年目となる「鹿沼市シルバー人材センター第六次中期計画」に基づき、前年度の検証結果を踏まえて、新たな課題等に積極的に取り組んでまいります。

また、センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと、元気で意欲溢れる高齢者が培ってきた経験や技能を生かして、社会参加することにより、地域に根差したセンター事業の更なる発展を目指して、次の事業を推進してまいります。

2. シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

市内在住の60歳以上の高齢者に対し、次の形態で就業の機会を提供します。

① 請負・委任による事業

民間や公共機関等からの請負った「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る仕事について、当センターの会員に対し「請負・委任」契約により提供します。

② 独自事業

会員に対する就業機会拡大、及び地域社会にシルバー人材センター事業をPRすることを目的に、新規事業の検討及び既存事業(手芸品製作・販売、各種講習会)の充実を目指します。

③ 職業紹介事業

一般の高齢者で雇用による就業を希望する者に対して、職業紹介事業を実施します。

④ 労働者派遣事業

派遣労働を希望する当センター会員を、労働者の派遣を希望する民間企業や公共団体等に派遣し、派遣先の指揮命令を受けて役務を提供する労働者派遣事業を実施します。

(2) 会員増強と就業機会確保事業

市内在住の60歳以上の高齢者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業

機会を確保するために次の事業を実施します。

① 就業開拓事業

新たな就業先や新規受注を確保するため、保存版チラシの活用を呼びかけ、センター事業をPRすると同時に、特に派遣事業への強化に取組み、企業向けダイレクトメール等を実施し就業機会の確保に努めます。

② 普及・啓発事業

シルバー人材センターが、不特定多数の高齢者の就業機会を確保・提供していることを広報・周知し、働く意欲のある高齢者の入会促進と提供する仕事の募集に努めます。

ア) 対象者… ＊鹿沼市内の一般高齢者:会員募集

＊鹿沼市内の一般家庭及び事業者等:受注拡大

イ) 啓発媒体… ＊会員募集:入会説明会を開催する。

＊会員募集及び受注拡大:以下のとおり実施します。

I.全世帯への「保存版チラシ」の配布

II.「広報かぬま」への記事掲載

III.ケーブルテレビでの「入会説明会のお知らせ」の放映

IV.街頭でのPR活動の実施

V.社会奉仕活動の実施、各種イベントへの参加

VI.会員による「名刺版PRカード」の配布

VII.定期的なホームページの更新

VIII.各種講習会の開催

IX.市役所等窓口にてPRチラシを常設・配布

③ 相談事業

理事が対応者として毎月1回、会員及び市内の高齢者の為の相談日を設け、就業に関する相談に限らず生活全般の相談に応じます。

④ ポイント制度の推進

センター事業への参加促進を目的に、一定以上のポイント獲得者には報償品を提供します。

⑤ 長期継続会員表彰制度の実施

永年にわたりセンター事業に貢献した者に対し表彰をします。

⑥ 調査研究事業

会員の安全就業や会員登録希望者を掘り起こす方策などを検討する目的で、アンケート調査を実施します。

・全会員対象アンケート調査……安全に関する意識、健康診断の受診の有無などの調査を行います。

(3) 安全・適正就業推進事業

① 安全・適正就業対策の推進

センター会員に対し、安全就業並びに交通安全等について、積極的な対策を実施し事故の撲滅を図ります。また、安全・適正就業基準を遵守した就業となるよう次の取り組みを行

います。

- ア) 就業現場パトロール…安全・適正就業委員会が中心となり、会員就業現場のパトロールを実施し、作業内容の確認、作業別安全就業基準の遵守徹底に努めます。
- イ) 会員研修…交通事故防止のため、鹿沼警察署等の協力を得て、交通安全講習会を実施します。また、新入会員及び入会后4年目のステップアップ研修においても安全及び適正就業研修を実施します。
- ウ) 体力測定…会員が自己の体力の現状を認識し、希望する職種への体力を伴っているかを判断する機会として体力測定を実施します。
- エ) 夏場の就業体制の整備…屋外作業について作業時間帯を調整し、特に熱中症警戒アラートが頻発する時期は原則作業時間を12時までとし、就業開始時刻は、発注者並びに就業会員同士で調整するなど熱中症対策を推進します。

② 適正就業に関する取扱要綱の推進

改正要綱に基づき会員の適正な就業、公平な就業機会の提供を推進するため、就業交代制度を継続するとともに、ハラスメント行為の防止と就業適性のための、個別面談を実施します。

3. デジタル化の推進

会員が必要な情報(最新の就業情報、配分金明細、センターからのお知らせ等)をタイムリーに確認出来る会員向けクラウドサービス「Smile to Smile」の積極的な利用を促進します。

4. 第六次中期計画の推進

事業推進の基本となる第六次中期計画に位置づけた事業を着実に実施し組織の強化と事業の拡大をはかります。

5. 新契約方式の対応

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」に伴い、フリーランスとして働くシルバー人材センターの会員が、安心して安全に就業できる環境を整備します。

6. 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催します。

① 理事会

事業執行状況や会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年に12回程度開催します。

② 総会

定時総会を6月に開催します。